

牧野校区コミュニティ協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、牧野校区コミュニティ協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の、主たる事務所を枚方市立牧野小学校アスティ牧野（以下、「アスティ」という）内に置く。

2 協議会の連絡事務所を事務局長自宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、牧野小学校区における魅力ある地域づくりをそうぞう構築すると共に、住民間の「絆」の意識を醸成し、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 牧野小学校区における自治会組織の充実を図る事業
- (2) 牧野小学校区における安心安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための事業
- (3) 牧野小学校区における、地域福祉の増進を図るための事業
- (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は次の2種とし、役員は、代表会員から選出するものとする。

- (1) 一般会員 協議会の目的に賛同して入会した自治会組織の会員
- (2) 代表会員 代表会員については「代表会員定数および総会定数細則」に定める通りとする。
- (3) 理事 理事については、「代表会員定数および総会定数細則」に定める通りとする。

(入会)

第6条 入会については、自治会単位とし、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする自治会は、協議会が別に定める入会申込書により、当協議会会長（以下、「会長」という）に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の自治会の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって自治会にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の賛成により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別、定数および職務)

第11条 当協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本協議会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長 3名 副会長は、会長を補佐し、本協議会の業務を処理する。会長に事故あるときは、筆頭副会長がその業務を行う。
- (3) 事務局長 1名 事務局長は、総会並びに役員会の議事の記録、書類の保管及びその他の庶務を行う。事務局長は若干名の事務局員を置くことができる。
- (4) 会計 1名 会計は、協議会運営に係る、一切の会計事務を掌る。
- (5) 監査役 2名 監査役は会計事務が適正に処理されているかどうか、年1回以上監査する。
- (6) 部会長 各1名 第4章第20条に定める部会を代表し、その会務を統括する。

(選任等)

第12条 役員は、会長を選挙により選出し、前条(2)(3)(4)(5)に定める会長以外の三役を会長が指名する。

- 2 監査役は代表会員の中から別途定める方法によりこれを選出する。
- 3 選出された役員は、総会において承認を受けて活動する。
- 4 役員を選出については、別途定める「協議会役員選出細則」によるものとする。

(任期)

第13条 役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、自治会長・四役会(第16条3項)の議決により、これを解任することができる。ただし、総会(第16条1項)にて承認を得るものとする。

- る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(種別)

第16条 協議会に、次の会議をおく。

(1) 総会

総会の種類は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

総会は、代表会員および理事をもって構成し、本協議会の運営に関する以下の事項を議決する。

- (ア) 会則の改廃
- (イ) 年度予算および決算
- (ウ) 活動計画および活動報告
- (エ) その他重要な事項

定期総会は、毎事業年度1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または総会定数の3分の1以上から招集の請求があったときに開催する。議長は第3章第11条(1)から(4)の役員(以下、「四役」という)を除き、会長が指名する。

天災その他やむを得ない理由として役員会で決定した場合は、書面による開催ができるものとする。

(2) 役員会

役員会は、代表会員定数および総会定数細則第2章第2条の代表会員、第3章第3条の理事(4)～(6)をもって構成し、本事業についての実施内容・運営全般について企画・立案する。原則として月1回開催する。

天災その他やむを得ない理由として会長が決定した場合は、書面による開催ができるものとする。

(3) 連合自治会長・自治会長・四役会

連合自治会長・自治会長・四役会(いわゆる「自治会長懇談会」)は、総会定数細則第2章第2条の代表会員(1)～(14)、(16)および第3章第3条の理事(1)(2)(3)をもって構成し、本事業についての実施内容・運営全般について協議する。原則として2ヶ月に1回開催する。

(4) 理事会

理事会は、総会定数細則第2章第2条の代表会員、第3章第3条の理事をもって構成し、本事業についての実施状況等の情報交換を行う。開催は不定期とする。

2 上記(2)(3)(4)の会議の招集は、会長がこれにあたる。

3 会長が必要と認めた場合、諸団体の代表者を出席させることができる。

(定足数および議決)

第17条 会議は、会議構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第18条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議構成員数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (6) 議事録は7年間保存し、その間いつでも閲覧できるものとする。

2 議事録は要点筆記および録音で保存するものとする。

(顧問および相談役)

第19条 協議会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長の諮問に応じるほか、必要に応じて総会および役員会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権を有しない。
- 3 相談役は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(部会)

第20条 協議会の事業を推進するため次の部会を置く。

- (1) 自治会部会 (三中校区地域教育協議会牧野校区自治会代表)
- (2) 福祉部会
- (3) スポーツ部会
- (4) 青少年部会
- (5) 防災部会
- (6) 地域事業部会
- (7) 防犯部会
- (8) 交通対策部会
- (9) 広報部会

- 2 部会は、部会に属する地域の課題について活動し、その状況等を役員会に報告する。また、役員会の諮問に応じ、その結果等を答申する。
- 3 部会は、別途定める構成団体の代表者および役員会から推薦された者で構成する。
- 4 部会には、部会長、副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 枚方市から交付される補助金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第22条 協議会の資産は、会計が管理し、6ヶ月に1回以上、役員会で確認する。

(事業計画及び予算)

第23条 協議会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第24条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 25 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 26 条 協議会の事業報告書、活動計算書、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会計が作成し、会計監査を受けた後、役員会の承認を経て、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 27 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 解散及び合併

(解散及び合併)

第 28 条 協議会が解散及び合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の賛成をもって決する。

第 7 章 雑則

(文書の保管)

第 29 条 協議会の議事録、会計書類および活動に関する文書は 7 年間保管することとし、会長の管理下に置く。

(文書の保管)

第 30 条 前条で定めた書類の閲覧を希望する者は、別途定める文書開示請求書に必要事項を記入し、会長に提出する。会長の承認を得て四役 2 名以上の立会の上、閲覧するものとする。

(細則および補則)

第 31 条 この会則の施行について必要な細則および補則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

- (1) 協議会役員選出細則
- (2) 協議会代表会員定数および総会定数細則
- (3) 協議会会計細則

附 則

この会則は、2014 年 5 月 18 日から施行する。

2019 年 5 月 19 日 一部改訂

2021 年 5 月 23 日 一部改訂

2022 年 5 月 29 日 一部改訂

牧野校区コミュニティ協議会役員選出細則

第1章 総則

(目的)

第1条 役員選任を開かれた公正なものとする為、この細則を定める。

(役員を選任)

第2条 会則第12条4項に定める役員を選任はこの規則による。

(選挙権の対象)

第3条 選挙権は第5条2項に定める者に対して1票とする。

(被選任者)

第4条 被選任者となるべき者は、会長選挙に立候補した代表会員とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第5条 会長は改選年の前年11月の連合自治会長・自治会長・四役会で選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置を要請しなければならない。

(委員会の構成)

第6条 委員会は選挙管理委員（以下、「委員」という）をもって組織する。

- 2 委員会は選挙管理委員長（以下、「委員長」という）が招集する。但し、第1回の委員会は翌年1月までに会長がこれを行う。
- 3 委員長および副委員長各1名を委員の中から互選する。
- 4 委員長は委員会を代表し、その事務を統括する。
- 5 副委員長は必要のあるとき委員長の職務を代表する。

(委員の選任)

第7条 委員は会則第5条3項に定める本協議会理事がその任にあたる。

(選挙告示)

第8条 委員会は投票日の10日前までに下記の事項を定めてアスティ掲示板に掲示するとともに、選挙権を持つ会員に対して書面をもって通知しなければならない。

- (1) 投票日および投票場所
- (2) 立候補者の届け出の期間に関する事項
- (3) 上記(1)(2)については、2月中に終了しなければならない

第3章 立候補等の届け出

(候補者の届出)

第9条 会長に立候補しようとする者は、前条(2)により、届け出の最終日時までに委員会の定める様式により代表会員の推薦人2名を明記の上、文書をもってその旨を届けでなければならない。但し、現職会長および立候補者本人は、推薦人となることはできない。

(候補者の届出および辞退)

第 10 条 立候補を辞退しようとする場合は第 8 条(2)に定める日時までに委員長にその旨を文書で届出なければならない。

(候補者の告示)

第 11 条 立候補の届け出期間が終了したときは、委員長は候補者の氏名を告示しなければならない。

(選挙の方法)

第 12 条 選挙は直接無記名投票によって行う。

(当選者の確定)

第 13 条 有効投票の多い者を当選者とする。得票が同数の時は、1 週間後に再投票により当選者を決定する。なお、3 名以上の立候補があった場合は、上位 2 名による決選投票とする。立候補者が 1 名の場合は無投票による当選者とする。

(開票結果の報告と委員会の解散)

第 14 条 当選者が決定したときは、委員長は当選者の氏名および得票数その他必要な事項をアスティ掲示板に掲出しなければならない。委員長はこれを会長に報告し、委員会は解散する。

第 4 章 補則

(立候補者がいない場合の会長の選任)

第 15 条 第 8 条(2)に定める日時までに立候補の届け出がない場合、委員長はこの旨を会長に報告しなければならない。この場合、会長は次のいずれかの方法によりこれを選任することができる。

- (1) 自治会長・四役会を開催して委員長と協議の上、推薦者を選任する。
- (2) 役員会を開催して委員長と協議の上、推薦者を選任する。

第 5 章 枚方市コミュニティ連絡協議会等の役員選出

(目的)

第 16 条 枚方市コミュニティ連絡協議会等（以下、連協等という）役員の当協議会における選出方法は以下に定める通りとする。

(役員の数)

第 17 条 役員は次に定める通りとする。

- (1) 枚方市交通対策協議会支部長
- (2) 枚方市赤十字奉仕団連合分団長
- (3) 枚方市防犯協議会支部長
- (4) 枚方市赤十字奉仕団婦人部会
- (5) 三中校区地域教育協議会牧野校区自治会代表
- (6) 枚方市スポーツ推進委員校区代表
- (7) 枚方市青少年育成指導員連絡協議会校区代表
- (8) 民生委員児童委員協議会校区代表
- (9) 少年補導員
- (10) 廃棄物減量等推進委員

(選任)

第 18 条 役員は、別途定める方法により選出し、前条(1)(2)(3)(4)(5)に定める役員は当協議会が指定する
連合自治会・自治会の互選により選出する。

- 2 第 2 条(6)はスポーツ部会長がこれにあたる。
- 3 第 2 条(7)は青少年部会長がこれにあたる。
- 4 第 2 条(8)は校区内民生委員・主任児童委員の互選により選出する。
- 5 第 2 条(9)は枚方警察署長から委嘱を受けた者がこれにあたる。

(任期)

第 19 条 役員の任期は枚方市、連協または各種機関・団体が定める通りとする。ただし、再任は妨げな
い。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終
結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなら
ない。

(欠員補充)

第 20 条 役員に欠員が出た場合、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、自治会長・四役会（牧野校区コミュニティ協
議会会則第 16 条 3 項）の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に
対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

附 則

この細則は、2014 年 5 月 18 日から施行する。

2019 年 5 月 19 日 一部改訂

牧野校区コミュニティ協議会代表会員定数および総会定数細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、会則第5条に定める代表会員および会則第16条(1)項に定める総会の定数を明確化することを目的とする。

第2章 代表会員

(代表会員の定数)

第2条 代表会員は次に定める自治会および部会の代表者とする。

- (1) 上島町内会
- (2) 新上島自治会
- (3) 西上島自治会
- (4) 上島東・上島町新自治会
- (5) 公社牧野団地自治会
- (6) 府営牧野北住宅自治会
- (7) 京阪住宅連合自治会
- (8) 下島町自治会
- (9) 養父西住宅会
- (10) 西招提自治会
- (11) 府営枚方船橋住宅自治会
- (12) 牧野荘園自治会
- (13) 養父元町自治連合会
- (14) 南船橋連合自治会
- (15) 会則第20条に定める部会の代表者
- (16) 会則第11条に定める当協議会の役員(1)(2)(3)(4)

第3章 理事

(理事の定数)

第3条 理事は次に定める自治会会長および校区内団体の代表者とする。

- (1) 京阪住宅連合自治会の代表者を除く自治会長
- (2) 養父元町自治連合会の代表者を除く自治会長
- (3) 南船橋連合自治会の代表者を除く自治会長
- (4) 牧野小学校校長
- (5) 牧野小学校教頭
- (6) 牧野小学校PTA会長

第4章 総会定数

(総会定数)

第4条 総会の定数は役員、代表会員および理事の総数とする。

(総会の成立)

第5条 総会は定数の半数以上の出席がなければ開会することができない。但し、書面評決書および委任状をこれに加えることができる。

附 則

この細則は、2014年5月18日から施行する

2014年11月22日 一部改訂

2019年5月19日 一部改訂

2021年5月23日 一部改訂

2022年5月29日 一部改訂